参考様式５

管理協定書

　二本松市長　　　　　（以下「甲」という。）と□□（以下「乙」という。）は、乙が所有する下記所在の△△施設（道路、公園、水路、調整地等）について、その機能を維持するため、下記のとおりその管理に関する協定を締結する。

記

第１条　この協定の対象とする△△施設は、次に所在するものとする。

　二本松市○○○○○・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

２　△△施設の位置、範囲及び設備等は、別図のとおりとする。

第２条　乙は善良な管理者の注意をもって△△施設の維持管理に関する一切の業務（以下「管理業務」という。）を行わなければならない。

２　乙は、管理業務に当たり、△△施設の機能を維持するうえで必要な修繕及び点検・清掃等を行うものとする。

|  |
| --- |
| ※調整地等の場合  ３　乙は、第１項に規定する管理業務のうち、次に掲げる事項について特段の注意を払わなければならない。  　⑴　調整地（調節地等）内の堆積土砂等の除去を行うこと。  　⑵　調整地（調節地等）における水の流出入口及びスクリーン等の点検及び清掃を行うこと。  　⑶　調整地（調節地等）内外の危険防止措置について十分配慮するとともに、門扉、フェンスその他の施設の補修の必要が生じたときは直ちに補修し、その実施内容を速やかに文書で甲に報告すること。  　⑷　台風の接近等、異常降雨が予想されるときは、厳重な監視を行って災害の発生を未然に防止することに努めること。  　⑸　調整地（調節地等）に関して異常、事故又は災害が発生したことを発見したときは、応急措置を行うとともに、その内容を速やかに文書で甲に報告すること。また、緊急を要する場合にあっては、文書での報告に先立ちその内容を口頭で報告すること。 |

３　管理業務に要する費用は、全て乙の負担とする。

第３条　乙は△△施設を変更又は廃止しようとするときは、あらかじめ甲と協議しなければならない。

第４条　△△施設の設置又は管理の瑕疵等により第三者に損害を生じたときは、乙がその賠償の責めを全て負うものとする。

第５条　乙の一般承継人及び乙より△△施設の所有権等を取得した者は、本協定に基づく乙の地位を承継する。

２　前項の規定により乙の地位を承継した者は、その承継から３０日以内に甲にその旨を届出なければならない。

第６条　乙が△△施設の管理業務を行う期間は、当分の間とする。

第７条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙が協議して決定するものとする。

　　　　年　　月　　日

甲　二本松市金色４０３番地１

　　二本松市長　　　　　　　　印

乙　福島県□□市　　字□□・・・・

株式会社□□

代表取締役　□□□□　　　印